平成２２年（再イ）第１１号
青森県十和田市元町東４丁目３番18号
再生債務者　小笠原雅之
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月27日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（再イ）第２３号
福島県いわき市川前町小白井字精才77番地
再生債務者　宮本　浩次
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（再イ）第２４号
福島県いわき市川前町小白井字精才77番地
再生債務者　宮本ケサ子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（再イ）第４１号
埼玉県本庄市万年寺３丁目13番25号
再生債務者　楠原　伸治
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（再イ）第２０７号
横浜市中区新山下２丁目11番17―203号
再生債務者　土田　尚弘
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１５号
静岡県富士市厚原1816番地の５
再生債務者　若林　真也
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月６日から平成22年８月16日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２２年（再イ）第２８号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長165番地１
再生債務者　福良　輝雄
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第２９号
徳島市方上町高坂７番地の５
再生債務者　堀江　俊二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（再イ）第９０号
北九州市八幡西区黒崎１丁目13番12号今田ビル
再生債務者　松尾眞知子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月６日から平成22年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再イ）第９１号
北九州市八幡西区光貞台１丁目２番３―201号
再生債務者　中村　竜則
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月６日から平成22年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再イ）第４号
熊本県八代市高小原町1909番地１
再生債務者　深田　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（再イ）第４２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江3871番地３
再生債務者　黒木　紀子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第４３号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸1076番地１
再生債務者　黒木　俊和
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第４６号
宮崎県東諸県郡国富町大字田尻494番地
再生債務者　小侍恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月23日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第２２号
宮崎県都城市都原町7403番地２
再生債務者　鰺坂　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年８月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部破産係

平成２２年（再イ）第１２５号
京都府長岡京市下海印寺伊賀寺20番地63
再生債務者　田中　康夫
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成22年８月９日から平成22年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

独立行政法人産業技術総合研究所公告

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第21号

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十七号）第八条第四項の規定に基づき独立行政法人産業技術総合研究所が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分を定めたので公告する。なお、平成13年10月31日独立行政法人産業技術総合研究所公告第三十号（指定製造事業者の指定等に関する省令第八条第四項の規定に基づき独立行政法人産業技術総合研究所が個々に定める基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分）は、平成22年７月14日限り廃止したので公告する。

平成22年７月15日　　独立行政法人産業技術総合研究所理事長　野間口　有

備考　内容は、独立行政法人産業技術総合研究所計量標準管理センターホームページ（http://www.nmij.jp/）において閲覧に供する。また、独立行政法人産業技術総合研究所計量標準管理センター標準供給保証室（茨城県つくば市梅園１―１―１中央第３）においても閲覧に供する。